ピアホームだより

2021, 8.10

精神科救急

当作業所で精神科救急に類する事件が発生しどう対処すべきか考えるきっかけになったので、今回、都の精神科救急体制について調べた。

まず、前提として措置入院が必要な場合は、自傷他害の恐れがある場合です。

実際の場面では一発生場所から警察を呼ぶ。怪我などがあれば、救急車が優先となるかもしれません。都所管課に通報が行き措置入院等の鑑定が行われ指定病院へ移送。

通報は、23条・24条(警察)・25条があり、 移送は34条(保健所)となっています。

<東京都の精神科救急体制>

I 精神科措置医療

- 1 日中精神科救急
 - 1) 通報

警察通報→保健所→都精神保健医課

検察通報→都精神保健医療課

- 2) 措置診察 都精神保健医療課分室か警察署
- 3) 民間指定病院などに措置入院
- 2 夜間・土日の精神科救急
 - 1) 通報

警察通報→ひまわり(精神科救急医療情報センター)→都精神保健医療課

2) 緊急措置診察

都立 4 病院(各4床配備)へ、緊急措置入院や保護入院を決め、72時間以内に2人目の診察を経て、後方病院などに送る。

- Ⅱ 精神科 2 次(同意)・初期救急(任意)
 - 1)通報

本人、家族→ひまわり

- 2)2 次救急
- 2 病院輪番制で救急ベッドを確保 都内の主だった精神科専門病院は後方
- <法令解釈>-都立松沢病院 Hp より
- <医療保護入院>

本人の同意がなくても、精神保健指定医が 入院の必要性を認め、患者さんのご家族等のう ちいずれかの方が入院に同意したときの入院 です。家族等とは、① 配偶者、② 親権を行う 者、③ 扶養義務者(直系血族、兄弟姉妹又は 3 親等内の親族で家庭裁判所が選任した 者)、④ 後見人または保佐人

<措置入院>

精神疾患があり自傷他害のおそれがある場合で、知事の診察命令による2人以上の精神保健指定医の診察の結果が一致して入院が必要と認められたとき、知事の決定によって行われる入院です。

<緊急措置入院>

前項規定で、正規の措置入院の手続きがとれず、しかも急速を要するとき、精神保健指定医1人の診察の結果に基づき知事の決定により72時間を限度として行われる入院です。

<犯罪者にすることの躊躇>

今回は精神科救急医療の問題か通常の暴力 事件か?しかし、精神病の要因を抜きにして暴力を語れないところもある。いわゆる易怒性である。このタイプの利用者のプログラムも必要と思われる。人権を含む微妙な問題でもあるので、方針を固めておきたい。

今月の予定

8月4・10日:順天堂大学付属病院付き添い